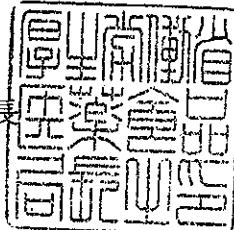


薬食発第 0318005 号  
平成 20 年 3 月 18 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局長



### 都道府県知事の承認に係る医薬部外品の一部改正について

薬事法施行令（昭和 36 年政令第 11 号）第 80 条第 2 項第 5 号の規定に基づく都道府県知事の承認に係る医薬部外品の一部を改正する件（平成 20 年 3 月 18 日厚生労働省告示第 91 号）が告示され、平成 20 年 4 月 1 日から適用されることとなったので、下記事項について御了知の上、貴管下関係業者に対する周知徹底方をお願いしたい。

#### 記

##### 1 告示の主旨及び内容

都道府県知事の承認に係る医薬部外品のうち、生理処理用品について、材料の種類及び形態について改正したものであること。

(1) 材料の種類を明確化するとともに、以下の材料を追加したこと。

- ア. アスコルビン酸ナトリウム
- イ. ウレタン繊維
- ウ. ウレタンフィルム
- エ. ウレタンフォーム
- オ. 活性炭
- カ. 硬化ヒマシ油
- キ. ジベンゾチアジルジスルフィド
- ク. 銅クロロフィリンナトリウム
- ケ. ニトロセルロース
- コ. ベヘニルアルコール

サ. ポリアクリル酸アミド液  
シ. ポリオキシエチレンベヘニルエーテル  
ス. ポリプロピレン共重合繊維  
セ. ワセリン  
ゾ. 平成 10 年 10 月 30 日付け医薬審第 1003 号厚生省医薬安全局審査管理課長通知「生理処理用品の製造（輸入）承認申請書の記載方法等について」の別表 2 に定める添加剤

（2）形態について、長さ等の範囲を拡大し、性状に関する基準を追加したこと。

## 2 委任品目の審査の基本的な考え方

今回改正された生理処理用品の製造販売承認及び製造販売承認事項一部変更承認に係る審査は、同告示及び平成 20 年 3 月 18 日薬食発 0318008 号医薬食品局長通知「生理処理用品製造販売承認基準について」の別紙「生理処理用品製造販売承認基準」によるほか、別途発せられる担当課長通知に定めるところにより行うこと。

## 3 留意事項

- （1）生理処理用品であっても、同告示で定める事項に適合しない医薬部外品に該当するものの製造販売承認は、従来どおり厚生労働大臣により行われるものであること。
- （2）次に掲げるいずれかに該当する生理処理用品について承認を与えようとするときは、あらかじめ医薬食品局長に協議すること。
  - ア 特殊な製剤又は特殊な用法及び用量のもの
  - イ 生理処理用品製造販売承認基準に適合しないもの

編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

- 労働者災害補償保険法施行規則の一  
部を改正する省令 (厚生労働三六)
- 電子署名及び認証業務に関する法律  
第十条第一項に規定する認定認証業  
務の廃止に関する件  
(総務・法務・経済産業七)
- 電子署名及び認証業務に関する法律  
第九条第一項に規定する特定認証業  
務の変更の認定に関する件  
(同八〇一〇)
- 平成十九年七月二十九日執行の参議  
院比例代表選出議員選挙における公  
職の候補者の選挙運動に関する收支  
報告書の要旨を公表する件の一部を  
訂正する件 (中央選挙管理会二)
- 戸籍の一部が滅失した件  
(法務一四七)
- 原戸籍の一部が滅失した件  
(同一四八、一四九)
- 公庫の国庫納付金に関する政令第一  
条第四項の規定に基づく固定資産減  
価償却費の算出方法を定める件の一  
部を改正する件 (財務八八)

## 〔告示〕

## 〔省令〕

## 〔官報〕

- 中小漁業融資保証法第六十九条第七  
項の規定に基づき、主務大臣が指定  
する費用を定める件  
(財務・農林水産四)
- 中小漁業融資保証法第七十七条の規  
定に基づき、主務大臣が指定する資  
金を定める件 (同五)
- 生理処理用品基準を廃止する件  
(厚生労働九〇)
- 都道府県知事の承認に係る医薬部外  
品の一部を改正する件 (同九一)
- 障害者の雇用の促進等に関する法律  
の規定により在宅就業支援団体を登  
録した件 (同九二)
- 収穫基準共済掛金率等及び樹木基準  
共済掛金率等並びに収穫責任保険歩  
合及び樹木責任保険歩合を定める件  
の一部を改正する件  
(農林水産四〇六)
- 砂防法第二条の土地を指定する件  
(国土交通三一三～三一八)
- 砂防法第二条の土地の指定を解除す  
る件 (同三一九)
- 工事が完了した件 (同三二〇)
- 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整  
備支援機構法附則第十一条第九項の  
規定によりなおその効力を有するも  
のとされる廃止前の造船業基盤整備  
事業協会法第三十三条第一項の納付  
金率を定めた件 (同三二一)
- 日光国立公園の公園区域を変更する  
件 (環境一七)
- 日光国立公園の公園計画を変更する  
件 (同一八)
- 日光国立公園の特別地域の区域を変  
更する件 (同一九)
- 日光国立公園の公園区域を変更する  
件 (環境一七)

- 国立公園の公園事業を決定する件  
(同二二)
- 国立公園の公園事業を変更する件  
(同二二)
- 国立公園の公園事業を廃止する件  
(同二三)
- 国会事項
- 人事異動
- 内閣 外務省 財務省 文部科学省
- 叙位・叙勳
- 官庁報告
- 旅券法第十九条の二第一項の規定に基  
づく一般旅券の返納命令に関する通知  
(外務省)
- 争議行為の通知の公表について  
(厚生労働省)

- |   |   |                           |           |       |           |       |           |       |           |
|---|---|---------------------------|-----------|-------|-----------|-------|-----------|-------|-----------|
| 官 庁   | 〔官 庁 事 項〕                                       | 〔公 告〕                     | 〔資 料〕     | 〔公 告〕 | 〔官 庁 事 項〕 | 〔公 告〕 | 〔官 庁 事 項〕 | 〔公 告〕 | 〔官 庁 事 項〕 |
| 司法書士・土地家屋調査士懲戒処<br>分、製造たばこ小売定価、外国為替<br>及び外國貿易法第五十五条の三第三<br>項に規定する届出者に関する事項、<br>国営祥栄土地改良事業計画、建設業<br>の許可の取消処分関係 | 旅券法第十九条の二第一項の規定に基<br>づく一般旅券の返納命令に関する通知<br>(外務省) | 争議行為の通知の公表について<br>(厚生労働省) | 〔官 庁 事 項〕 | 〔公 告〕 | 〔官 庁 事 項〕 | 〔公 告〕 | 〔官 庁 事 項〕 | 〔公 告〕 | 〔官 庁 事 項〕 |

裁判所	相続、公示催告、失踪、破産、免責、 特別清算、再生関係	教育職員免許状失効関係	地方公共団体	会社その他
司 法 書 士	公 示 催 告	失 踪	破 産	免 貴
土 地 家 屋 調 査 士	特 別 清 算	再 生 関 係		
懲 戒 処 分				
製 造 た ば こ 小 売 定 価				
外 国 为 替				
外 国 贸 易 法				
第 五 十 五 条 の 三 第 三 项				
に 规 定 す る 届 出 者				
关 于 事 项				
国 営 祥 栄 土 地 改 良 事 业 计 画				
建 设 业 的 许 可				
取 消 处 分				
关 係				

○厚生労働省告示第九十号  
生理処理用品基準（昭和四十一年厚生省告示第一百八十五号）は、平成二十年四月一日限り廃止する。  
平成二十年三月十八日

## 厚生労働省告示第九十一号

薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）第八十条第二項第五号の規定に基づき、都道府県知事の承認に係る医薬部外品（平成六年厚生省告示第百九十四号）の一部を次のように改正し、平成二十一年四月一日から適用する。ただし、同日前に申請のあつた生理処理用品の製造販売の承認については、なお従前の例による。

平成二十年三月十八日

第二号口中「及び重量」を「質量及び性状」に改める。

厚生労働大臣 外添 要一

## 別表第一

一 アイオノマー樹脂	二 アクリル酸アルキル共重合体	三 アクリル酸アルキル共重合体エマルション	四 アクリル酸アルキル・酢酸ビニル共重合液体	五 アクリル酸アルキル・酢酸ビニル共重合体エマルション	六 アクリル酸重合体部分カリウム塩	七 アクリル酸重合体部分ナトリウム塩	八 アクリル酸デンブン三〇〇	九 アクリル酸デンブン一〇〇	十 アスコルビン酸ナトリウム	一一 アセテート繊維	一二 アルキルケーテンダイマーエマルション	一三 アルギン酸ナトリウム	一四 アルギン酸プロピレングリコール	一五 アルケニル無水コハク酸液	一六 アルファーア化デンブン	一七 安息香酸	一八 イオウ	一九 ウレタン繊維	二〇 ウレタンフィルム	二一 ウレタンフォーム	二二 エステルガム	二三 エチレン・アクリル酸エチル共重合体	二四 エチレン・アクリル酸共重合体	二十五 エチレン・オクテンー共重合体	二六 エチレン・酢酸ビニル共重合体	二七 エチレン・酢酸ビニル共重合体エマルション	二八 エチレン・酢酸ビニル・ポリプロピレン複合繊維	二九 エチレン・ブテン共重合体	三〇 エチレン・ブロビレン共重合体	三一 エチレン・ベンテンー共重合体	三二 エチレン・メタクリル酸共重合体
------------	-----------------	-----------------------	------------------------	-----------------------------	-------------------	--------------------	----------------	----------------	----------------	------------	-----------------------	---------------	--------------------	-----------------	----------------	---------	--------	-----------	-------------	-------------	-----------	----------------------	-------------------	--------------------	-------------------	-------------------------	---------------------------	-----------------	-------------------	-------------------	--------------------

厚生労働大臣 外添 要一

厚生労働大臣 外添 要一

三十三 エチレン・メタクリル酸メチル共重合体	三十四 エチレン・四メチルベンテンー共重合体	三十五 化学パルプ	三十六 活性炭	三十七 カルナウバロウ	三十八 カルボキシメチルセルロースナトリウム	三十九 カルボキシメチルセルロースナトリウム化繊	四十 吸収紙	四十一 グリセリン	四十二 グリセリン脂肪酸エステル	四十三 ケイ酸マグネシウム	四十四 硬化ヒマシ油	四十五 高密度ポリエチレン	四十六 コムギデンブン	四十七 脂環族飽和炭化水素樹脂	四十八 シクロパラフィン	四十九 ジベンゾアジルジスルフィド	五十 脂肪族炭化水素樹脂	五一 脂肪族芳香族共重合体樹脂	五十二 脂肪族飽和炭化水素樹脂	五十三 シリコーン樹脂	五十四 親油型モノオレイン酸グリセリン	五十五 親油型モノステアリン酸グリセリン	五十六 水素添加脂肪族芳香族共重合体樹脂	五十七 水素添加ジシクロベンタジエン系炭化水素樹脂	五十八 スチレン・イソブレン・スチレンブロック共重合体	五十九 スチレン・エチレン・ブチレン・スチレンブロック共重合体	六十 スチレン・エチレン・ブロビレン・スチレンブロック共重合体	六十一 スチレン・ブタジエン・スチレンブロック共重合体	六十二 スチレン・メタクリル酸エステル共重合体液	六十三 ステアリン酸	六十四 ステアリン酸亜鉛	六十五 ステアリン酸アミド	六十六 ステアリン酸カルシウム	六十七 ステアリン酸ジエタノールアミド	六十八 ステアリン酸マグネシウム	六十九 スルホカハク酸ジ(二エチルヘキシル)ナトリウム	七十 着色・顔料	七十一 D-ソルビトール	七十二 ソルビン酸	七十三 脱脂綿	七十四 直鎖状低密度ポリエチレン	七十五 低密度ポリエチレン	七十六 テルペン樹脂	七十七 天然ゴム糸
------------------------	------------------------	-----------	---------	-------------	------------------------	--------------------------	--------	-----------	------------------	---------------	------------	---------------	-------------	-----------------	--------------	-------------------	--------------	-----------------	-----------------	-------------	---------------------	----------------------	----------------------	---------------------------	-----------------------------	---------------------------------	---------------------------------	-----------------------------	--------------------------	------------	--------------	---------------	-----------------	---------------------	------------------	-----------------------------	----------	--------------	-----------	---------	------------------	---------------	------------	-----------

- 七十八 天然ゴムラテックス  
 七十九 デンブン・アクリル酸グラフト重合体部分ナトリウム塩  
 八十 銅アンモニアレーヨン  
 八十一 銅クロロフィリンナトリウム  
 八十二 生ゴム  
 八十三 ニトロセルロース  
 八十四 バラフィン  
 八十五 バラフィンオイル  
 八十六 非晶性プロピレン・エチレン共重合体  
 八十七 非晶性プロピレン・エチレン・ブテンー一二三元共重合体  
 八十八 非晶性プロピレン・ブテンー一共重合体  
 八十九 非晶性ポリプロピレン樹脂  
 九十 ピスコースレーヨン  
 九十一 ヒマシ油  
 九十二 フマル酸変性ロジンエマルション  
 九十三 ベベニルアルコール  
 九十四 芳香族変性テルペン樹脂  
 九十五 ポリアクリル酸ミド液  
 九十六 ポリアクリル酸アミド・ポリビニルアルコール共重合体エマルション  
 九十七 ポリアミドエビクロルヒドリン樹脂液  
 九十八 ポリエステル・共重合ポリエステル複合繊維  
 九十九 ポリエスチル樹脂  
 百一 ポリエスチル・ポリエチレン複合繊維  
 百二 ポリエチレンイミン液  
 百三 ポリエチレンオキサイド  
 百四 ポリエチレングリコール二〇〇  
 百五 ポリエチレングリコール三〇〇  
 百六 ポリエチレングリコール四〇〇  
 百七 ポリエチレングリコール六〇〇  
 百八 ポリエチレングリコール一〇〇  
 百九 ポリエチレングリコール一五〇〇  
 百十 ポリエチレングリコール四〇〇〇  
 百十一 ポリエチレングリコール六〇〇〇  
 百十二 ポリエチレングリコール二〇〇〇〇  
 百十三 ポリエチレン樹脂  
 百十四 ポリエチレン繊維  
 百十五 ポリエチレン・ポリプロピレン複合繊維  
 百十六 ポリエチレンワックス  
 百十七 ポリエチレン樹脂  
 百十八 ポリ(オキシエチレン・オキシプロピレン)メチルポリシロキサン共重合体  
 百十九 ポリオキシエチレンノニルフェニルエーテル  
 百二十 ポリオキシエチレンベニルエーテル  
 百二十一 ポリオキシエチレンラウリルエーテル  
 百二十二 ポリ酢酸ビニルエマルション

- 百二十三 ポリビニルアルコール  
 百二十四 ポリブテン  
 百二十五 ポリプロピレン共重合繊維  
 百二十六 ポリプロピレン・共重合ポリプロピレン複合繊維  
 百二十七 ポリプロピレン樹脂  
 百二十八 ポリプロピレン繊維  
 百二十九 ポリプロピレン末  
 百三十 マイクロクリスタリンワックス  
 百三十一 マレイン酸変性石油樹脂液  
 百三十二 マレイン酸変性ロジン液  
 百三十三 無水ケイ酸  
 百三十四 α-メチルスチレン系樹脂  
 百三十五 縫状バルブ  
 百三十六 モノオレイン酸ソルビタン  
 百三十七 モノステアリン酸ソルビタン  
 百三十八 モノステアリン酸ポリエチレングリコール  
 百三十九 モノラウリン酸ポリエチレングリコール  
 百四十 モノラウリン酸ソルビタン  
 百四十一 木綿  
 百四十二 硫酸アルミニウム  
 百四十三 流動バラフィン  
 百四十四 レーヨンステープル綿  
 百四十五 レーヨン繊維  
 百四十六 ワセリン

別表第二 別表第一を次のように改める。

性状	白色であること。ただし、非使用面たることを識別させるための標識部分は、この限りでない。
長さ	百四十三ミリメートル以上
幅	四十五ミリメートル以上
厚さ	一ミリメートル以上
質量	二グラム以上

○厚生労働省告示第九十二号  
 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)第七十四条の三第一項の規定により、平成二十年二月二十九日に次のように同項に規定する在宅就業支援団体を登録したので、同条第二十二項第一号の規定に基づき公示する。

平成二十年三月十八日

在宅就業支援団体の名称	在宅就業支援団体の住所	厚生労働大臣 幷添要一
社会福祉法人東望会	長崎県長崎市牧島町七百五十番地	在宅就業障害者に係る業務を行う事業所の所在地
	二長崎県長崎市牧島町七百五十番地	